○長岡市墓園条例（抜粋）

昭和40年3月31日
条例第11号

（使用許可）

第3条　長岡市墓園（中略）内の墓地（以下「墓地」という。）を墳墓の用に供するため使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（使用者の資格）

第4条　墓地を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める者については、この限りでない。

（使用料の還付）

第6条　既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が使用許可を受けた後2年以内にその墓地を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。

（手数料）

第7条　使用者は、墓園の清掃その他の管理に要する経費として別表第2に定める墓園管理手数料を納入しなければならない。

2　前項の手数料は、5年以内において市長が定める年分を前納しなければならない。

（手数料の還付）

第7条の2　既納の手数料は、還付しない。ただし、使用者がその墓地を返還したときは、その返還後の期間に係る既納分について還付する。

（使用権の承継）

第9条　墓地の使用権は、その使用者の相続人又は親族若しくは縁故者であってその墓地に係る祭祀を主宰する者に限り、市長の許可を得て承継することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第10条　墓地の使用権は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（墓地の返還）

第11条　使用者は、その使用墓地が不用となったときは、速やかに原状に復し、市長に返還しなければならない。

（使用許可の取消し）

第12条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができる。

(1)　許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。

(2)　墓園管理手数料の納入を怠ったとき。

(3)　法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則、命令等に違反したとき。

2　使用者は、前項の規定により使用許可を取り消されたときは、その墓地を原状に復し、市長に返還しなければならない。

3　使用者が、前項の措置を行わないときは、市長が代わってこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

（使用権の消滅）

第13条　次の各号のいずれかに該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。

(1)　使用者が死亡し、その相続人又は親族若しくは縁故者から2年以内に承継の申請がなされないとき。

(2)　使用者が住所不明となり7年を経過し、その相続人又は親族若しくは縁故者から承継の申請がなされないとき。

(3)　使用者が第11条の規定により墓地を返還したとき。

2　市長は、前項第1号及び第2号に該当し、使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬し、その墓石等を処分する。

（使用者の遵守事項）

第14条　墓地の使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　墓地に死体を埋葬しないこと。

(2)　墓園内の土地、施設、樹木等を損傷し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(3)　墓石その他の施設物等が破損し、又は転倒したときは、速やかに修復すること。

(4)　墓地は常に清浄にしておくこと。

(5)　前各号に掲げることのほか、墓園管理上の市長の指示に従うこと。

（委任）

第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条　市長は、墓園内の土地、施設、樹木等を損傷し、又は許可を受けないで墓地を使用した者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

別表第2(第7条関係)

墓園管理手数料

区分	令和元年10月から
4㎡	1年につき　1,800円（150円/月）
6㎡	1年につき　2,700円（225円/月）

○長岡市墓園条例施行規則（抜粋）

昭和40年4月1日
規則第15号

（目的）

第1条　この規則は、長岡市墓園条例（昭和40年長岡市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第3条　市長は、墓地の使用を許可したときは、長岡市墓地使用許可証（別記第2号様式。以下「使用許可証」という。）を交付する。

2　前項の規定により交付を受けた使用許可証を汚損し、又は紛失した者は、墓地使用許可証再交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

3　使用者は、その本籍、住所及び氏名又は管理人の住所が変更したときは、墓地使用許可証記載事項変更届書（別記第4号様式）を市長に提出し、記載事項の訂正を受けなければならない。

（市外居住者の使用許可等）

第4条　条例第4条ただし書の規定により使用を認める者は、本市に住所を有する確実な管理人のある次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　条例第3条第1項の規定による許可を受けた者で、当該許可を受けた後に本市に住所を有しなくなった者

(2)　条例第9条の規定により使用権を承継した者で、本市に住所を有しない者

(3)　前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

2　前項の管理人は、使用者の親族、縁故者その他市長が認める者でなければならない。

3　第1項の管理人は、使用者に代わってその墓地に係る一切の管理義務を負わなければならない。

4　使用者は、管理人を設置し、又は変更したときは、墓地管理人設置（変更）届書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（墓地の返還）

第5条　条例第11条の規定により墓地を返還しようとする者は、墓地返還届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付申請）

第6条　条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、墓地使用料還付請求書（別記第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（手数料の減額申請等）

第7条　条例第8条の規定により墓園管理手数料を減額することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者

(2)　前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

2　墓園管理手数料の減額を受けようとする者は、墓園管理手数料減額申請書(別記第8号様式)により市長に申請しなければならない。

3　管理手数料の減額は、5割以内において市長が定める。

(手数料の還付申請)

第7条の2　条例第7条の2ただし書の規定により、手数料の還付を受けようとする者は、墓園管理手数料還付請求書(別記第7号様式)により、市長に請求しなければならない。

(使用権の承継申請)

第8条　条例第9条の規定により墓地使用権を承継しようとする者は、墓地使用権承継申請書(別記第9号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(墓碑の設置承認申請)

第9条　使用者は、墓地に墓碑を新設し、又はこれを改修、模様替え、移転等をしようとするときは、墓碑の設置承認申請書(別記第10号様式)により市長の承認を受けなければならない。

2　使用者は、前項の工事が完了したときは、工事完了届書(別記第11号様式)により市長に届け出なければならない。

(墓地の設備制限等)

第10条　使用者は、長岡市墓園、長岡市越路墓園、長岡市仏の入墓園又は長岡市小島谷墓園(以下「墓園」という。)に墓碑を新設しようとするときは、その数は1基とし、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1)　長岡市墓園の墓碑の規格は、別図第1又は別図第2に定めるとおりとする。

(2)　長岡市越路墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.0メートル以内とする。

(3)　長岡市仏の入墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.5メートル以内とする。

(4)　長岡市小島谷墓園に設置できる墓碑の高さは、地上2.1メートル以内とする。

2　使用者は、墓園に墓碑以外の施設を設置してはならない。

(埋蔵又は改葬の届出)

第11条　使用者は、埋蔵又は改葬する場合は、埋蔵(改葬)届書(別記第12号様式)に墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第8条の規定により交付を受けた埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。